

# 外国人留学生の「外国人起業活動促進事業」の活用に係る明確化

(令和2年2月12日 出入国在留管理庁通知 入管庁政第19号)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

外国人留学生が、「外国人起業活動促進事業」を活用する場合、以下の2点が不明瞭であり、活用を躊躇することが想定

- ①在学中の在留資格「留学」から「特定活動」(告示第44号:外国人起業家)への変更の可否
- ②在留資格を「特定活動」(告示第44号:外国人起業家)に変更後も大学等に在学可能かどうか

### 特例措置(取扱いの明確化)

上記①、②について、所定の要件を満たす限り、両方とも可能との現行の取扱いを明確化

### 効果

外国人留学生の起業活動を促進

## 規制改革の概要

### 疑問①

在学中に在留資格を「留学」から「特定活動」(告示第44号:外国人起業家)に変更することは、認められるのか?

### 疑問②

在留資格を「特定活動」(告示第44号:外国人起業家)に変更後も、大学等に在学してもいいのか?



学生のまま事業を活用して起業するには、在留資格上の問題があるかも。

### 現行の取扱い

①は、事業の活用要件を満たす限り可能

②は、在留資格変更後も、起業活動を行いながら在学が可能

大学発ベンチャー等の起業を促進



取扱いの明確化により  
事業活用を促進